

議案第95号

福岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、行政事務の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を利用する方法により職員のサービスの宣誓を行うために必要な事項を定める等の必要があるによる。

福岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年福岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第3条第1項中「なつた」を「なった」に改め、「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に、「行つて」を「行って」に改める。

第4条中「なつた」を「なった」に、「あと」を「後」に改める。

第5条中「外」を「ほか」に改める。

別記様式第1及び様式第2中「よつて」を「よって」に、「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

別記様式第3中「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。